

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
所得税・個人住民税	〔中小企業・ベンチャー支援〕	<p>1. 特定中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例の創設(所得税)</p> <p>(1) 個人が、その年中に特定中小会社であって次の要件を満たす株式会社に出資した金額について、1,000万円を限度として、寄附金控除を適用する。</p> <p>① 設立1年目の株式会社・・・中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する特定新規中小企業者</p> <p>② 設立2年目又は3年目の株式会社・・・特定新規中小企業者であって、前事業年度及び前々事業年度における営業活動によるキャッシュ・フローが赤字であるもの</p> <p>(2) 特定中小会社に出資した金額のうち、本特例の適用を受けて総所得金額等から控除した金額は、取得した特定中小会社の株式の取得価額から控除する。</p> <p>(3) その他所要の整備を行う。</p> <p>(4) 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の2分の1課税の特例については、所要の経過措置を講じたうえ廃止する。</p> <p>※ (1)～(3)は所得税のみ</p>	
	〔環境問題、安心・安全への配慮〕	<p>1. 住宅の省エネ改修促進税制の創設(所得税)</p> <p>(1) 住宅の省エネ改修工事に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例の創設</p> <p>① 居住者が、その者の居住の用に供する家屋について、一定の省エネ改修工事(注1)を含む増改築等(以下「省エネ改修工事等」という。)を行った場合において、当該家屋を平成20年4月1日から平成20年12月31日までの間にその者の居住の用に供したときは、一定の要件(注2)の下で、その省エネ改修工事等に充てるために借り入れた住宅借入金等の年末残高の1,000万円以下の部分の一定の割合を所得税の額から控除する。</p> <p>この特例は、下記(2)の所得税額の特別控除との選択適用とし、控除期間は5年、控除率については、次のとおりとする。</p> <p>イ. 特定の省エネ改修工事(注3)に係る工事費用(200万円を限度)に相当する住宅借入金等の年末残高・・・2%</p> <p>ロ. イ以外の住宅借入金等の年末残高・・・1%</p> <p>(注1) 上記の「一定の省エネ改修工事」とは(a)居室の全ての窓の改修工事、又は(a)の工事と併せて行う(b)床の断熱工事、(c)天井の断熱工事若しくは(d)壁の断熱工事で、次の要件を満たすものをいう。</p> <p>i. 改修部位の省エネ性能がいずれも平成11年基準以上となること</p> <p>ii. 改修後の住宅全体の省エネ性能が改修前から一段階相当以上、上がると認められる工事内容であること</p> <p>iii. その工事費用の合計額が30万円を超えるものであること</p> <p>(注2) 上記の「一定の要件」については、以下のとおりとする。</p> <p>i. 住宅借入金等について、償還期間5年以上の一定の借入金等を適用対象とする。</p> <p>ii. 一定の機関又は一定の建築士が発行する省エネ改修工事等の証明書を要するものとする</p> <p>iii. その他現行の住宅の増改築に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除と同様の要件とする。</p>	

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
所得税・個人住民税	〔環境問題、安心・安全への配慮(続)〕	<p>(注 3) 上記の「特定の省エネ改修工事」とは、(注 1)に定める工事のうち、改修後の住宅全体の省エネ性能が平成 11 年基準相当となると認められる工事内容のものをいう。</p> <p>② 二以上の居住年に係る住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額を有する場合の控除額の計算の調整措置その他所要の措置を講ずる。</p> <p>(2) 住宅の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、現行制度において適用対象となっている大規模の修繕又は模様替等に加え、大規模の修繕又は模様替等に至らない一定の省エネ改修工事(注)を適用対象に追加する。</p> <p>(注)一定の省エネ改修工事とは、上記(1)と同様のもので、また、省エネ改修工事等の証明書を要することも上記(1)と同様である。</p> <p>※ 地方税では省エネ改修については固定資産税の減額措置の適用が設けられた。</p> <p>2. 医療費控除 対象となる医療費の範囲に、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定保健指導のうち一定の積極的支援に係る費用の自己負担分を追加する。</p>	増改築等をした居住用家屋を平成 20 年 4 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日までの間に自己の居住の用に供した場合について適用する。
	〔金融・証券税制〕	<p>1. 上場株式等の譲渡所得等に対する課税</p> <p>(1) 上場株式等に係る譲渡所得等の軽減税率の廃止 上場株式等の譲渡所得等に係る税率については、平成 20 年 12 月 31 日をもって 10%軽減税率(所得税 7%、住民税 3%)を廃止し、平成 21 年 1 月 1 日以後は 20%(所得税 15%、住民税 5%)とする。</p> <p>(2) 特例措置 平成 21 年 1 月 1 日～平成 22 年 12 月 31 日までの2年間その年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額のうち500 万円以下の部分については、10%(所得税 7%、住民税 3%)の軽減税率を適用する。</p> <p>(3) 源泉徴収口座における源泉徴収税率の特例 平成 21 年 1 月 1 日～平成 22 年 12 月 31 日までの2年間の源泉徴収口座における源泉徴収税率(特別徴収税率)は 10%(所得税 7%、住民税 3%)の軽減税率とする。 この場合において、源泉徴収口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額と源泉徴収口座以外の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額が 500 万円を超える者については、源泉徴収口座の譲渡所得等に係る申告不要の特例は適用しない。</p> <p>2. 上場株式等の配当所得に対する課税</p> <p>(1) 上場株式等に係る配当等の軽減税率の廃止 居住者が支払いを受けるべき上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率については、平成 20 年 12 月 31 日をもって 10%軽減税率(内訳:上記 1 と同じ)を廃止し、平成 21 年 1 月 1 日以後は 20%(内訳:上記 1 と同じ)とする。</p> <p>(2) 源泉徴収税率の特例措置 平成 21 年 1 月 1 日～平成 22 年 12 月 31 日までの2年間に居住者が受けるべき上場株式等の配当等(注 1)に対する源泉徴収税率は、10%(内訳:上記 1 と同じ)の軽減税率とする。この場合において、その年中の 7%源泉徴収(3%の特別徴収)の対象となった上場株式等の配当等(注 2)の金額の合計額が 100 万円を超える者については、その者がその年中に受け取った 7%源泉徴収(3%特別徴収)された当該上場株式等の配当等について申告不要の特例は適用しない。</p>	

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
所得税・個人住民税	〔金融・証券税制 (続)〕	<p>(注1) 大口株主が支払いを受ける上場株式等の配当等は除く。以下同じ。</p> <p>(注2) 年間の支払金額が1万円以下の銘柄に係る上場株式等に係る配当等を除く。</p> <p>(3) 上場株式等の配当所得の申告分離選択課税の創設 平成21年1月1日以後に居住者等が支払いを受けるべき上場株式等の配当所得については、当該居住者等は20%(所得税15%、住民税5%)の税率による申告分離課税を選択できることとする。 なお、総合課税を選択することにより、配当控除等の適用も受けることができることとする。この場合において、申告する上場株式等の配当所得の金額の合計額について総合課税と申告分離課税のいずれかの選択適用とする。</p> <p>(4) 申告分離選択課税の税率の特例措置 平成21年1月1日～平成22年12月31日までの2年間、その年分に申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額のうち100万円以下の部分については、10%(所得税7%、住民税3%)の軽減税率を適用する。</p> <p>(5) 源泉徴収口座への上場株式等の配当等の受入れ 居住者等が証券会社等の営業所を通じて上場株式等の配当等の支払を受ける場合において、当該居住者等が当該証券会社等の営業所に源泉徴収口座を開設しているときは、当該配当等を当該源泉徴収口座に受け入れることができることとする。</p> <p>3. 損益通算の特例</p> <p>(1) 上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当所得との間の損益通算の特例の創設 その年分の上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるとき又はその年の前年以前3年内の各年に生じた上場株式等の譲渡損失の金額(前年以前に既に控除したものを除く。)があるときは、これらの損失の金額を上場株式等の配当所得の金額(申告分離課税を選択したものに限る。)から控除するものとする。</p> <p>(2) 源泉徴収口座内の上場株式等の配当等に対する源泉徴収税額の計算の特例の創設(源泉徴収口座内における損益通算) 源泉徴収口座に受け入れた上場株式等の配当等に対する源泉徴収税額を計算する場合において、当該源泉徴収口座内における上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該配当等の額から当該譲渡損失の金額を控除した金額に対して源泉徴収税率(特別徴収税率)を乗じて徴収すべき所得税(住民税)の額を計算することとする。 この場合において、当該上場株式等の譲渡損失の金額につき、申告により、他の株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る配当所得の金額から控除するときは、本特例の適用を受けた上場株式等の配当等については、申告不要の特例は適用しない。</p> <p>4. 資料情報制度等の整備</p> <p>(1) 源泉徴収口座に係る特定口座年間取引報告書について次の措置を講ずる。</p> <p>① 源泉徴収口座に係る特定口座年間取引報告書の税務署への提出を不要とする措置を廃止する。</p> <p>② 特定口座年間取引報告書の記載事項に、源泉徴収口座に受け入れた配当等を追加する。</p>	<p>証券会社等における特定口座のシステム開発等の準備が整った段階(平成22年1月を目途)から適用する。</p> <p>平成21年分以後の所得税及び平成22年度以後の住民税について適用する。</p> <p>証券会社等における特定口座のシステム開発等の準備が整った段階(平成22年1月を目途)から適用する。</p>

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
所得税・個人住民税	〔金融・証券税制 (続)〕	<p>※ 上記①の改正は、平成 21 年 1 月 1 日以後に源泉徴収口座において処理される上場株式等の譲渡に係る報告書について適用し、上記②の改正は、源泉徴収口座における上場株式等の譲渡所得と配当所得の損益通算(上記 3. (2))の開始と同時に適用する。</p> <p>(2) 10% (所得税 7%、住民税 3%) の軽減税率を適用する上場株式等の配当等については、配当等の支払調書を税務署へ提出しなければならないこととする。</p> <p>(3) 上場株式等の配当等の支払者又は支払事務取扱者は、その配当等の支払を受ける者に対して、その支払う配当等の額を記載した支払報告書を交付しなければならないこととする。ただし、源泉徴収口座に受け入れた上場株式等の配当等については、その報告書の支払を受ける者への交付は要しないこととする。また、上場株式等に係る配当所得の金額を申告する場合には、当該支払報告書又は源泉徴収口座の特定口座年間取引報告書を確定申告書に添付しなければならないこととする。</p> <p>5. 特定上場株式等の譲渡所得等の非課税制度(購入価額 1,000 万円まで非課税)は適用期限の到来をもって廃止する。</p>	(2)、(3)は、平成 21 年 1 月 1 日以後に支払う配当等について適用する。
	〔円滑・適正な納税のための環境整備〕	<p>1. 事前照会による文書回答手続きの改善 事前照会に対する文書回答手続きにつき次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 文書回答を行う対象となる事前照会の範囲に、将来行う予定の取引で個別具体的な資料の提出が可能なものを加える。</p> <p>(2) 照会・回答等の公表に関して、事前照会者名などの事前照会者を特定する情報は原則非公開とする。</p> <p>(3) 回答文書等は、原則として、その回答後 60 日以内に公表することとしているが、事前照会者の申出があり、その申出に相当の理由がある場合には、180 日以内(現行 120 日以内)の期間、公表を延期できることとする。</p> <p>(4) 文書回答は、照会文書が到達した日から原則3ヶ月以内に行うように努めることとしているが、原則3ヶ月以内の極力早期に行うように努めることとする。</p> <p>2. 税務手続の電子化促進措置(所得税)</p> <p>(1) 電子納税の新たな納付手段の創設 国税の納税手続について、あらかじめ税務署長に一定の事項を届け出た場合には、インターネットを経由しない電子情報処理組織による納付手続を行うことができることとする。</p> <p>(2) 電子申告における第三者作成書類の添付省略対象書類の追加 所得税の確定申告書の提出を電子情報処理組織を使用して行う場合において、一定の要件の下、税務署への提出又は提示を省略することができる第三者作成書類の範囲に、次の書類を追加する。</p> <p>① 給与所得者の特定支出控除の特例に係る支出明細書 ② 雑損、寄附金、勤労学生控除の証明書等 ③ 個人の外国税額控除に係る証明書 ④ 住宅借入金等特別控除に係る借入金年末残高証明書 ⑤ バリアフリー改修特別控除に係る借入金年末残高証明書 ⑥ 政党等寄附金特別控除の証明書 (注)④及び⑤は、適用2年目以降のものに限る。</p> <p>(3) 納税証明書の電子申請による書面交付 国税の納税証明書の書面による交付について、電子情報処理組織を使用して交付を請求した場合には、一定の方法により送付に要する費用を納付して、当該証明書の送付を求めることができることとする。</p>	平成 20 年 4 月 1 日以後に提出する照会文書について適用する。
			平成 21 年 9 月 1 日以後に行う納付手続について適用
			原則として平成 20 年 1 月 4 日以後に平成 19 年分以後の所得税の確定申告書の提出を電子情報処理組織を使用して行う場合について適用する。
			平成 20 年 1 月 4 日以後の請求について適用する。

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
所得税・個人住民税	〔土地・住宅税制〕	<p>1. 給与所得者等が住宅資金の貸付けを受けた場合の課税の特例を2年延長する。</p> <p>2. 優良賃貸住宅の割増償却制度 中心市街地優良住宅に係る措置の適用期限を2年延長</p>	
	〔国際課税〕	<p>1. 非居住者の利子所得に対する課税 非居住者(又は外国法人)の利子所得に対する課税について、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 国内源泉所得の範囲に、外国法人が発行する債券の利子のうち国内において行う事業に帰せられるものを加える。</p> <p>(2) 外国法人が国外において発行する割引債について、当該割引債の発行差金のうち国内において行う事業に帰せられるものがある場合には、その発行時に投資家が受けるべき償還差益のうちこれに対応する部分に対して18%の税率により源泉徴収を行う。</p> <p>(3) 民間国外債等の利子の課税の特例について、その対象の範囲に一定の外国法人が発行する債券の利子を加えたうえ、その適用期限を2年延長する。</p>	
	〔民間が担う公益活動の推進、「ふるさと納税」〕	<p>1. 公益法人制度改革への対応 公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例について、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 非課税特例の対象となる法人(「対象法人」という。)に公益社団法人及び公益財団法人並びに特定の一般社団法人及び一般財団法人を追加する。</p> <p>(2) 寄附を受けた財産が公益事業の用に供されなくなったこと等一定の事由により非課税承認が取り消された場合には、対象法人に対して、寄附時の譲渡所得等に係る所得税を課税する。</p> <p>2. 個人住民税における寄附金税制 個人住民税における寄附金税制につき次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 控除対象寄附金の拡大等</p> <p>① 寄附金控除の適用対象に、所得税の寄附金控除の適用対象となる寄附金(国に対する寄附金及び政党等に対する政治活動に関する寄附金を除く。)のうち地域における住民の福祉の増進に寄与するものとして都道府県又は市区町村が条例により指定したものを追加する。</p> <p>② 現行の所得控除方式を税額控除方式に改め、適用対象寄附金に係る控除率は道府県民税について4%、市町村民税について6%とする。この場合において、都道府県が条例により指定した寄附金については道府県民税から、市区町村が条例により指定した寄附金については市町村民税からそれぞれ控除する。</p> <p>③ 寄附金控除の控除対象限度額を総所得金額等の30%(現行25%)に引き上げる。</p> <p>④ 寄附金控除の適用下限額を5千円(現行10万円)に引き下げる。</p> <p>(2) 地方公共団体に対する寄附金税制の見直し(「ふるさと納税」) 都道府県又は市区町村に対する寄附金については、上記(1)の税額控除の適用に加え、当該寄附金が5千円を超える場合、その超える金額に、90%から寄附を行った者に適用される所得税の限界税率を控除した率を乗じて得た金額(個人住民税所得割の額の10分の1に相当する金額を限度とする。)の5分の2を道府県民税から、5分の3を市町村民税からそれぞれ税額控除する。また、申告手続については、納税者の利便を図るため、簡易な方法により行うことができるよう所要の措置を講ずる。</p>	平成21年度分以後の個人住民税について適用する。

税目	内容	細目	適用時期										
所得税・個人住民税	〔民間が担う公益活動の推進、「ふるさと納税」(続)〕	<p>【新寄附金税制・図解】 (自民党税制調査会提出資料参照)</p> <table border="1"> <tr> <td>控除対象となる地方公共団体</td> <td>都道府県又は市区町村</td> </tr> <tr> <td>控除方式</td> <td>税額控除方式(注1)</td> </tr> <tr> <td>控除率等(注2)</td> <td> 地方公共団体に対する寄附金(A)のうち適用下限を超える部分につき一定の限度額まで所得税と合わせて全額控除 [税額控除額の計算方法] ～①と②の合計額を税額控除～ ①[(A)－5千円]×10%(4%+6%) ②[(A)－5千円]×[90%－0～40%]※ (所得税の限界税率) ※②は所得割の額の1割が限度で、5分の2と、5分の3に分けて控除する。 </td> </tr> <tr> <td>控除対象限度額</td> <td>総所得金額等の30%(注3)</td> </tr> <tr> <td>適用下限額</td> <td>5千円(注4)</td> </tr> </table> <p>(注1) 現行は、所得控除方式 (注2) 現行は、適用対象寄附金×税率(10%の減税効果) (注3) 現行は、総所得金額等の25% なお現行も改正案も、ともに地方公共団体に対する寄附金以外の寄附金との合計額 (注4) 現行は、10万円</p>	控除対象となる地方公共団体	都道府県又は市区町村	控除方式	税額控除 方式(注1)	控除率等(注2)	地方公共団体に対する寄附金(A)のうち適用下限を超える部分につき一定の限度額まで所得税と合わせて全額控除 [税額控除額の計算方法] ～①と②の合計額を税額控除～ ①[(A)－5千円]×10%(4%+6%) ②[(A)－5千円]×[90%－0～40%]※ (所得税の限界税率) ※②は所得割の額の1割が限度で、5分の2と、5分の3に分けて控除する。	控除対象限度額	総所得金額等の 30% (注3)	適用下限額	5千円 (注4)	
控除対象となる地方公共団体	都道府県又は市区町村												
控除方式	税額控除 方式(注1)												
控除率等(注2)	地方公共団体に対する寄附金(A)のうち適用下限を超える部分につき一定の限度額まで所得税と合わせて全額控除 [税額控除額の計算方法] ～①と②の合計額を税額控除～ ①[(A)－5千円]×10%(4%+6%) ②[(A)－5千円]×[90%－0～40%]※ (所得税の限界税率) ※②は所得割の額の1割が限度で、5分の2と、5分の3に分けて控除する。												
控除対象限度額	総所得金額等の 30% (注3)												
適用下限額	5千円 (注4)												
法人税	〔地域間の財政力格差の縮小〕	<p>1. 地方法人特別税の創設</p> <p>地方税制については、更なる地方分権の推進とその基盤となる地方税財源の充実を図るなかで、地方法人課税のあり方を抜本的に見直すことにより、偏在性が小さく安定的な地方税体系を構築することを基本に改革を進める。</p> <p>消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの暫定措置として、概ね2.6兆円の法人事業税を分離し、地方法人特別税を創設するとともに、その収入額を人口及び従業員数を基準として都道府県に譲与する地方法人特別譲与税を創設することにより偏在性の小さい地方税体系の構築を進める。</p> <p>(1) 納税義務者・・・地方法人特別税は、法人事業税(所得割又は収入割)の納税義務者に対して課する国税とする。</p> <p>(2) 課税標準・・・法人事業税額(標準税率により計算した所得割額又は収入割額とする。)</p> <p>(3) 税率</p> <p>① 外形標準課税対象法人の所得割額に対する税率 → 148%</p> <p>② 収入割額によって法人事業税を課税される法人の収入割額に対する税率 → 81%</p> <p>③ 上記①、②以外の法人の所得割額に対する税率 → 81%</p> <p>(4) 申告納付・・・地方法人特別税の申告納付は、都道府県に対して、法人事業税と併せて行うものとする。</p> <p>(5) 賦課徴収 地方法人特別税の賦課徴収は、都道府県において、法人事業税と併せて行うものとする。</p> <p>(6) 国への払込み 都道府県は、地方法人特別税として納付された額を国に払い込むものとする。</p> <p>※ 地方法人特別譲与税の創設 地方法人特別税の収入額を用途を限定しない一般財として都道府県へ譲与する地方法人特別譲与税を創設する。 地方法人特別譲与税の譲与の基準は次のとおりとし、平成21年度から譲与する。 → 地方法人特別税の収入額から一定の額を控除した額を、2分の1を人口で、他の2分の1を従業員であん分して譲与する。</p>	平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用する。										

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
法人税	〔地域間の財政力格差の縮小（続）〕	(注) 前年度の地方交付税の算定における財源超過団体においては、今回の改正による減収額として算定した額が財源超過額の2分の1を超える場合、減収額として算定した額の2分の1を限度として、その超える額を上記譲与額に加算する。	
	〔経済活性化・競争力の強化〕	<p>1. 研究開発税制・情報基盤強化税制</p> <p>(1) 研究開発税制について、試験研究費の増加分に対する税額控除率の上乗せ措置を改組し、次のいずれかを選択適用できる制度を創設する。 この制度における控除税額の上限は、試験研究費の総額に係る税額控除制度又は中小企業技術基盤強化税制とは別に、当期の法人税額の10%相当額を限度とする。</p> <p>① 平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する各事業年度において、試験研究費の額が比較試験研究費の額を超え、かつ、基準試験研究費の額を超える場合には、試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える部分の5%相当額を税額控除できることとする。</p> <p>② 平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する各事業年度において、試験研究費の額が平均売上金額の10%相当額を超える場合には、その超える部分の金額に税額控除率(※)を乗じた金額を税額控除できることとする。</p> <p>※ 税額控除率は、次のとおりとする。 (試験研究費割合－10%)×0.2</p> <p>(2) 情報基盤強化税制について、次の見直しを行ったうえ、その適用期限を2年延長する。</p> <p>① 対象設備等の追加 部門間・企業間で分断されている情報システムを連携するソフトウェアとして一定の要件を満たすものを追加する。</p> <p>② 中小法人の取得価額の合計額要件の緩和 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人等について、取得価額の合計額の最低限度を70万円(現行300万円)に引き下げる。</p> <p>③ 大法人の対象設備等の取得価額の合計額の頭打ち 資本金の額又は出資金の額が10億円超の法人の取得する対象設備等の取得価額の合計額のうち本税制の対象となる金額は、200億円を限度とする。</p> <p>2. 中小企業・ベンチャー支援</p> <p>(1) 教育訓練費の税額控除の改組 教育訓練費の増加額に係る税額控除制度における中小企業者等に係る措置について、労働費用に占める教育訓練費の割合が中小企業者等のほぼ平均である0.15%以上の場合に、教育訓練費の総額に、税額控除率(※)を乗じた金額を税額控除できる制度に改組したうえ、本措置を中小企業等基盤強化税制の中に位置付ける。 ※ 税額控除率は、次のとおりとする。 $8\% + \left(\frac{\text{教育訓練費}}{\text{労働費用}} - 0.15\% \right) \times 40\%$</p> <p>(2) 中小企業投資促進税制の適用期限を2年延長する。</p> <p>(3) 交際費等の損金不算入制度について、中小企業者に係る400万円の定額控除の適用期限を2年延長する。</p> <p>(4) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用期限を2年延長する。</p> <p>(5) 欠損金の繰り戻しによる還付の不適用制度について、中小企業者の設立後5年間に生じた欠損金額に係る適用除外措置の適用期限を2年延長する。</p>	平成20年4月1日～平成22年3月31日までに開始する事業年度につき適用

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
法人税	〔経済活性化・競争力の強化（続）〕	3. 減価償却制度 減価償却制度について、次の見直しを行う。 (1) 法定耐用年数に係る資産区分の大括り化 機械装置を中心に、実態に即した使用年数を基に資産区分の大括り化を行う。なお、この改正は既存の減価償却資産にも適用される。 (2) 耐用年数の短縮の承認の簡略化 納税者の事務負担に配慮し、本特例の適用を受けた減価償却資産につき軽微な変更があった場合、本特例の適用を受けた減価償却資産と同一の他の減価償却資産の取得をした場合等には、改めて承認申請をすることなく、変更点等の届出により短縮特例の適用を受けることができることとする。	平成 20 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度につき適用する。
	〔民間が担う公益活動の推進〕	1. 公益法人制度改革への対応～公益法人関係税制の整備等 公益法人制度改革等による新たな法人制度の創設に伴い、次のとおり公益法人関係税制の整備を行う。 (1) 新たな法人制度での社団法人・財団法人に対する課税 ① 公益社団法人及び公益財団法人 イ. 各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得について法人税を課する。なお、収益事業の範囲から公益目的の事業に該当するものを除外する。 ロ. 各事業年度の所得の金額に対して 30% (所得の金額のうち年 800 万円以下の部分については 22%) の税率を適用する。 ハ. 収益事業に属する資産のうちから公益目的の事業のために支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなす。なお、寄附金の損金算入限度額は次のいずれか多い金額とする。 (a) 所得の金額×50% (b) 公益目的の事業に使用し、又は使用することが確実であると認められるものに相当する金額(収益事業に属する資産のうちから公益目的の事業のために支出した金額を限度とする。) ニ. その支払いを受ける利子等に係る源泉所得税は非課税とする。 ② 収益事業課税が適用される一般社団法人及び一般財団法人(非営利一般法人) イ. 次の一般社団法人及び一般財団法人については、各事業年度の所得のうち、収益事業から生じた所得について法人税を課する。 (a) 剰余金の分配を行わない旨が定款において定められていること等の要件に該当するもの (b) 会員に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的としていること等の要件に該当するもの ロ. 各事業年度の所得の金額に対して 30% (所得の金額のうち年 800 万円以下の部分については 22%) ③ 全所得課税が適用される一般社団法人・一般財団法人 上記①及び②のいずれにも該当しないものは、法人税法上、「普通法人」とする。 ④ 特例民法法人等(特例無限責任中間法人) 従来どおり、法人税法上の公益法人等及び所得税法上の公共法人等とする。 (2) 寄附金税制 特定公益法人の範囲に、公益社団法人及び公益財団法人を追加するほか、特例民法法人に係る所要の経過措置等を講ずる。 (3) 公益法人関係税制等について次の所要の整備を行う。 ① 収益事業の範囲につき労働者派遣業の追加、技芸の教授業に係る除外措置の見直しの他、所要の整備を行う。	左記1. については、別途「付記二(省略)」あり。

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
法 人 税	〔民間が担う公益活動の推進（続）〕	<p>② 法人が収益事業課税から全所得課税へ移行した場合など、法人につき課税所得の変更等があった場合の所要の調整を行う。</p> <p>③ 法人税（及び所得税）における外国公益法人等の指定制度につき、所要の経過措置を講じたうえ廃止する。</p> <p>2. 寄附金税制</p> <p>(1) 特定公益増進法人等に係る寄附金の損金算入限度額 → 所得基準を所得の金額の 5%（現行 2.5%）とする。</p> <p>(2) 認定NPO法人制度の認可要件等につき見直しを行う。</p> <p>① いわゆるパブリックサポートテスト（総収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合が3分の1以上（特例5分の1以上）であること）について所要の見直しを行ったうえ、5分の1以上とする特例の適用期限を3年延長する。（所要の見直しの詳細略）</p> <p>② 認定の有効期間を5年（現行2年）に延長する。</p> <p>③ 社員の親族等及び特定の法人に係る要件を廃止するとともに、社員のうちに親族等又は特定の法人の占める割合を閲覧事項に追加するほか、所要の整備を行う。</p>	
	〔環境問題、安心・安全への配慮〕	<p>1. エネルギー需給構造改革推進投資税制 民生業務部門の対策として省エネビルシステムを追加するなど対象設備の見直しを行った上、適用期限を2年延長する。</p> <p>2. 地震防災対策用資産の特別償却 耐震改修工事に係る措置の適用期限を2年延長する。</p> <p>3. 障害者の「働く場」に対する発注促進税制の創設 青色申告書を提出する事業者が、平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に開始する各事業年度において、授産施設等に対して資産の譲渡、役務の提供等の対価として支払った金額（授産施設等取引金額という）がある場合において、その事業年度における授産施設等取引金額の合計額が前事業年度等における授産施設等取引金額を超えるときは、その事業年度又は直近2事業年度において取得等をした固定資産につき、30%の割増償却ができる制度を創設する。 ただし、割増償却額の合計額が、その事業年度における授産施設等取引金額の合計額から前事業年度における授産施設等取引金額の合計額を控除した残額を超えるときは、その割増償却額の合計額は、その残額を限度とする。</p>	
	〔金融・証券税制〕	<p>1. 資料情報制度等の整備(再掲)</p> <p>(1) 源泉徴収口座に係る特定口座年間取引報告書</p> <p>① 源泉徴収口座に係る特定口座年間取引報告書の税務署への提出を不要とする措置を廃止する。 ※ 平成21年1月1日以後に源泉徴収口座で処理される上場株式等の譲渡に係る報告書につき適用する。</p> <p>② 特定口座年間取引報告書の記載事項に、源泉徴収口座に受け入れた配当等の額等を追加する。 ※ 源泉徴収口座における上場株式等の譲渡所得と配当所得の損益通算（前述）の開始と同時に適用する。</p> <p>(2) 既述した「10%（所得税7%、住民税3%）の軽減税率」を適用する上場株式等の配当等については、配当等の支払調書を税務署へ提出しなければならないこととする。</p> <p>(3) 上場株式等の配当等の支払者又は支払事務取扱者は、その配当等の支払を受ける者に対して、その支払う配当等の額を記載した支払報告書を交付しなければならないこととする。ただし、源泉徴収口座に受け入れた上場株式等の配当等については、その報告書の支払を受ける者への交付は要しないこととする。</p>	(2)、(3)は、平成21年1月1日以後に支払う配当等について適用する。

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
法 人 税	〔金融・証券税制 (続)〕	2. 源泉徴収義務の整備等 源泉徴収口座において損益通算が行われる(前述)ことに伴い、上場株式等の配当等に対する源泉徴収について、以下の措置を講ずる。 (1) 証券会社を通じて支払いをする上場株式等の配当等について、その配当等の支払事務取扱者である証券会社を源泉徴収義務者(特別徴収義務者)とする。 (2) 公募株式投資信託の収益の分配に係る配当等についてその配当等の支払事務取扱者(証券会社、銀行等)を源泉徴収義務者(特別徴収義務者)とする。 (3) 源泉徴収口座に受け入れた上場株式等の配当等について源泉徴収した所得税又は特別徴収した住民税の納付期限を、その徴収の日の属する年の翌年1月10日とする。	平成22年1月1日以後に支払う上場株式等の配当等について適用する。
	〔円滑・適正な納税のための環境整備〕	1. 事前照会による文書回答手続きの改善(再掲) 事前照会に対する文書回答手続きにつき次の措置を講ずる。 (1) 文書回答を行う対象となる事前照会の範囲に、将来行う予定の取引で個別具体的な資料の提出が可能なものを加える。 (2) 照会・回答等の公表に関して、事前照会者名などの事前照会者を特定する情報は原則非公開とする。 (3) 回答文書等は、原則として、その回答後60日以内に公表することとしているが、事前照会者の申出があり、その申出に相当の理由がある場合には、180日以内(現行120日以内)の期間、公表を延期できることとする。 (4) 文書回答は、照会文書が到達した日から原則3ヶ月以内に行うように努めることとしているが、原則3ヶ月以内の極力早期に行うように努めることとする。 2. 税務手続の電子化促進措置(再掲) (1) 電子納税の新たな納付手段の創設 国税の納税手続について、あらかじめ税務署長に一定の事項を届け出た場合には、インターネットを経由しない電子情報処理組織による納付手続を行うことができることとする。 (2) 納税証明書の電子申請による書面交付 国税の納税証明書の書面による交付について、電子情報処理組織を使用して交付を請求した場合には、一定の方法により送付に要する費用を納付して、当該証明書の送付を求めることができることとする。 3. 国外送金等に係る調書の提出対象 国外送金等に係る調書の提出対象となる国外送金等の金額を 100万円超 (現行200万円超)に引き下げる。 4. 国税に関する不服申立て手続の所要の規定整備 国政に関する不服申立て手続について、行政不服審査法の見直しに伴い、次に掲げる所要の規定の整備を行う。 (1) 「異議申立て」を「再調査請求(仮称)」に名称変更する。 (2) 不服申立期間を処分があったことを知った日から 3月 以内(現行2月以内)に 延長 する。 (3) 再調査請求(仮称)についての決定を経ずに審査請求をすることができる期間を 2月 (現行3月)に 短縮 する。 (4) 審査請求人の処分庁に対する質問、争点及び証拠の整理等の手続規定の整備を行う。 (5) その他所要の整備を行う。	平成20年4月1日以後に提出する照会文書について適用する。 平成21年9月1日以後に行う納付手続について適用 平成20年1月4日以後の請求について適用する。 平成21年4月1日以後の送金につき適用する。
	〔土地・住宅税制〕	1. 住宅の省エネ改修促進税制の創設・・・再掲につき省略 2. 優良賃貸住宅の割増償却制度・・・再掲につき省略	

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
法 人 税	〔国際課税〕	1. 移転価格税制 国外関連者との取引に係る課税の特例の国外関連者に関する明細書について、国外関連者の営業収益等における通貨・単位の明示、株式等の保有割合における同一の者による株式等の被保有関係にある国外関連者に係る保有割合、国外関連者の従業員数、利益剰余金の額及び事前確認の有無の記載を行うこととする。	
	〔その他の政策税制〕	1. 教育訓練費の増加額に係る税額控除制度 大企業 については、適用期限の到来をもって 廃止 する。 2. 海外投資等損失準備金 適用期限を2年延長する。 3. 同族会社の留保金課税 経営革新計画を実施する中小企業者に対する特定同族会社の特別税率の不適用制度は、適用期限の到来をもって 廃止 する。 なお、経営革新計画の承認を受けている中小企業者については、所要の措置を講ずる。	
	〔その他〕	1. 企業再生に伴う資産評価損益の計上及び青色欠損金等以外の繰越欠損金の優先控除 適用対象となる一定の債務整理に関する計画について、2以上の金融機関等の債務免除要件に係る金融機関等の範囲に信用保証協会を追加する。 2. 工事収益の計上方法等の見直し 工事収益の計上方法等について、次の見直しを行う。 (1) 工事進行基準によるべき長期大規模工事の範囲について、工事期間要件を2年以上から 1年 以上に、請負金額要件を50億円から 10億円 以上に、それぞれ見直す。 (2) 工事進行基準を適用できる長期大規模工事以外の工事の範囲に、 損失 が生ずると見込まれる工事を追加する。 (3) 工事進行基準の対象に、 ソフトウェアの受注制作 を追加する。 (4) 工事進行基準の適用により計上した 未収金 は、その発注者を債務者とする金銭債権として、 貸倒引当金制度等 を適用することとする。 (5) その他所要の措置を講ずる。 3. 交際費等の損金不算入制度の適用期限を2年延長する。 4. 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例 適用期限を2年延長する。 5. 欠損金の繰戻しによる還付の不適用制度 適用期限を2年延長する。 6. 社会医療法人について次の措置を講ずる。 (1) 納税義務及び課税所得の範囲 社会医療法人は、収益事業を営む場合に限り法人税の納税義務が生ずることとし、収益事業から生じた所得について法人税を課税する。 なお、収益事業の範囲から、社会医療法人が行う医療保健業(附帯業務として行うものを除く。)を除外する。 (2) 適用税率 各事業年度の所得の金額に対して 22% の軽減税率を適用する。	

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
法人税	〔その他（続）〕	<p>(3) みなし寄附金の適用等 収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業のために支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなす。 なお、寄附金の損金算入限度額は、所得の金額の50%相当額(当該金額が年200万円に満たない場合には、年200万円)とする。</p> <p>(4) 課税所得の範囲の変更に伴う所要の調整 社会医療法人の認定を受けた場合には、法人の解散及び設立があったものとして取り扱う。また、認定の取消しを受けた場合には、簿価純資産価額から利益積立金を控除した金額を益金の額に算入する。</p> <p>(4) 社会医療法人を所得税法別表第一(公共法人等の表)及び消費税法別表第三に追加する。</p>	
相続税・贈与税	〔経済活性化・競争力の強化〕	<p>1. 事業承継税制 事業承継税制の抜本的見直しについては、中小企業の事業の円滑化に関する法律(仮称)の制定を踏まえ、平成21年度税制改正において、以下を骨子とする事業の後継者を対象とした「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」を創設する。 この新しい事業承継税制の制度化にあわせ、相続税の課税方式をいわゆる遺産取得課税方式に改めることを検討する。 その際、格差の固定化の防止、老後扶養の社会化への対処等相続税を巡る今日的課題を踏まえ、相続税の総合的見直しを検討する。</p> <p>(1) 事業承継相続人が、非上場会社を経営していた被相続人から相続等によりその会社の株式等を取得してその会社の経営をしていく場合には、その事業承継相続人が納付すべき相続税額のうち、相続等により取得した議決権株式等(相続等の結果、その会社の発行済議決権株式の総数等の3分の2に達するまでの部分)に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予する。</p> <p>(注1) 事業承継相続人とは、中小企業の事業の継続の円滑化に関する法律(仮称)における経済産業大臣の認定を受けた一定の中小企業の発行済株式等について、同族関係者と合わせてその過半数を保有し、かつ、その同族関係者の中で筆頭株主である後継者をいう。</p> <p>(注2) 会社を経営していた被相続人は、その会社の発行済株式等について、同族関係者と合わせその過半数を保有し、かつ、その同族関係者(事業承継相続人を除く。)の中で筆頭株主であったことを要する。</p> <p>(2) 納税猶予の対象となる株式等のみを相続とした場合の相続税額から、その株式等の金額の20%に相当する金額の株式等を相続とした場合の相続税額を控除した額猶予税額とする。</p> <p>(3) その事業承継相続人が納税猶予の対象となった株式等を死亡の時まで保有し続けた場合など一定の場合には、猶予税額を免除する。</p> <p>(4) その事業承継相続人が、相続税の法定申告期限から5年の間に、代表者でなくなる等、事業を継続していないと認められる場合には、その時点で猶予税額の全額を納付する。</p> <p>(5) 上記(4)の期間経過後において、納税猶予の対象となった株式等を譲渡等した場合には、その時点で納税猶予の対象となった株式の総数等に対する譲渡株式の総数等の割合に応じた猶予税額を納付する。</p> <p>(5) 上記(4)又は(5)により、猶予税額の全額又は一部を納付する場合には、その納付税額について、相続税の法定申告期限からの利子税も併せて納付する。</p>	中小企業の事業の継続の円滑化に関する法律(仮称)施行日以後の相続等に遡って適用する。(平成20年10月以降の相続から適用開始予定)

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
相 続 税 ・ 贈 与 税	〔経済活性化・競争力の強化（続）〕	<p>(7) この特例の適用を受けるためには、原則として、納税猶予の対象となった株式等のすべてを担保に供しなければならない。</p> <p>(8) 個人資産の管理等を行う法人の利用等による租税回避行為を防止する措置を講ずる。</p> <p>(9) 中小企業の事業の継続の円滑化に関する法律(仮称)の施行日以後に開始した相続等から適用を可能とする措置その他所要の措置を講ずる。</p> <p>(10) 現行の特定同族会社株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例は所要の経過措置を講じたうえで廃止する。</p> <p>2. 取引相場のない株式の評価 取引相場のない株式の評価に係る純資産価額方式における営業権の評価について、企業者報酬の額及び純資産価額に乘じる利率の見直しを行う。</p>	
	〔民間が担う公益活動の推進〕	<p>1. 公益法人制度改革への対応 寄附金税制について、相続財産を贈与した場合に相続税が非課税とされる法人の範囲に、公益社団法人及び公益財団法人を追加する。</p> <p>2. 一般社団法人及び一般財団法人等の持分の定めのない法人への贈与等を通じた贈与税等の租税回避について、所要の措置を講ずる。</p>	
	〔金融・証券税制〕	<p>1. 一定の贈与、相続又は遺贈により取得した特定口座内保管上場株式等の特定口座への移管 一定の贈与、相続又は遺贈により取得した特定口座内保管上場株式等であった上場株式等を、次に掲げる方法により受贈者、相続人又は受遺者の特定口座へ移管できることとする。</p> <p>(1) 贈与により取得した上場株式等を当該受贈者の特定口座に移管する際に、その受贈者が取得した上場株式等のうち同一銘柄の上場株式等をすべて当該受贈者の特定口座に移管する方法(当該受贈者の特定口座に既にその取得した上場株式等と同一銘柄の上場株式等を有していない場合に限る。)</p> <p>(2) 相続・遺贈により取得した上場株式等を当該相続人又は受遺者の特定口座へ移管する際に、その相続人又は受遺者が取得した上場株式等のうち同一銘柄の上場株式等を全て当該相続人又は受遺者の特定口座に移管する方法</p>	
	〔土地・住宅税制〕	1. 住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例の適用期限を2年延長する。	
そ の 他 の 国 税	〔民間が担う公益活動の推進〕	1. 公益法人関係税制等の所要の整備 公益社団法人及び公益財団法人に係る役員の変更登記等又は公益認定の際の登記変更について登録免許税を非課税とするほか、一般社団法人及び一般財団法人の設立登記等について1件につき6万円等の登録免許税を課税する等の措置を講ずる。	
	〔土地・住宅税制〕	<p>1. 土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率軽減措置 平成21年4月1日以後に受ける所有権の移転登記等に係る軽減税率を次のとおり引き上げたうえ、その適用期限を3年延長する。</p> <p>(1) 土地の売買による所有権の移転登記 1,000分の13(平成22年4月1日以後に受けるもの1,000分の15)(現行1,000分の10)</p> <p>(2) 土地の所有権の信託の登記・・・(略)</p>	

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期																																				
地 方 税	〔地域間の財政力格差の縮小〕	<p>1. 法人事業税(所得割及び収入割に限る)の税率の改正 法人事業税の標準税率を次のとおりとし、平成 20 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用する。</p> <p>(1) 資本金の額又は出資金の額(以下「資本金」という。)が、1億円超の普通法人の所得割の標準税率</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 10%; text-align: center;">現行</th> <th style="width: 10%; text-align: center;">改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年 400 万円以下の所得</td> <td style="text-align: center;">3.8%</td> <td style="text-align: center;">1.5%</td> </tr> <tr> <td>年 400 万円超、年 800 万円以下の所得</td> <td style="text-align: center;">5.5%</td> <td style="text-align: center;">2.2%</td> </tr> <tr> <td>年 800 万円超の所得及び清算所得</td> <td style="text-align: center;">7.2%</td> <td style="text-align: center;">2.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 資本金 1 億円以下の普通法人等の所得割の標準税率</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 10%; text-align: center;">現行</th> <th style="width: 10%; text-align: center;">改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年 400 万円以下の所得</td> <td style="text-align: center;">5.0%</td> <td style="text-align: center;">2.7%</td> </tr> <tr> <td>年 400 万円超、年 800 万円以下の所得</td> <td style="text-align: center;">7.3%</td> <td style="text-align: center;">4.0%</td> </tr> <tr> <td>年 800 万円超の所得及び清算所得</td> <td style="text-align: center;">9.6%</td> <td style="text-align: center;">5.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 特別法人の所得割の標準税率</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 10%; text-align: center;">現行</th> <th style="width: 10%; text-align: center;">改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年 400 万円以下の所得</td> <td style="text-align: center;">5.0%</td> <td style="text-align: center;">2.7%</td> </tr> <tr> <td>年 400 万円超の所得及び清算所得</td> <td style="text-align: center;">6.6%</td> <td style="text-align: center;">3.6%</td> </tr> <tr> <td>(特定の協同組合等の年 10 億円超の所得</td> <td style="text-align: center;">7.9%</td> <td style="text-align: center;">4.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 収入金額課税法人の収入割の標準税率 電気供給業、ガス供給業及び保険業を 現行 改正案 行う法人の収入金額に対する税率</p> <p>(注) 3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人のうち資本金 1,000 万円以上であるものの所得割に係る税率については、軽減税率の適用はない。</p>		現行	改正案	年 400 万円以下の所得	3.8%	1.5%	年 400 万円超、年 800 万円以下の所得	5.5%	2.2%	年 800 万円超の所得及び清算所得	7.2%	2.9%		現行	改正案	年 400 万円以下の所得	5.0%	2.7%	年 400 万円超、年 800 万円以下の所得	7.3%	4.0%	年 800 万円超の所得及び清算所得	9.6%	5.3%		現行	改正案	年 400 万円以下の所得	5.0%	2.7%	年 400 万円超の所得及び清算所得	6.6%	3.6%	(特定の協同組合等の年 10 億円超の所得	7.9%	4.3%	
	現行	改正案																																					
年 400 万円以下の所得	3.8%	1.5%																																					
年 400 万円超、年 800 万円以下の所得	5.5%	2.2%																																					
年 800 万円超の所得及び清算所得	7.2%	2.9%																																					
	現行	改正案																																					
年 400 万円以下の所得	5.0%	2.7%																																					
年 400 万円超、年 800 万円以下の所得	7.3%	4.0%																																					
年 800 万円超の所得及び清算所得	9.6%	5.3%																																					
	現行	改正案																																					
年 400 万円以下の所得	5.0%	2.7%																																					
年 400 万円超の所得及び清算所得	6.6%	3.6%																																					
(特定の協同組合等の年 10 億円超の所得	7.9%	4.3%																																					
	〔研究開発税制・情報基盤強化税制〕	<p>1. 中小企業者等の試験研究費の増加分に係る法人住民税の特例措置 課税標準となる法人税額から控除する試験研究費の額を次のいずれかの額を選択適用できる措置を講ずる。この場合の法人税額から控除する額の上限は、試験研究費の総額に係る税額控除とは別に、当期の法人税額の 10%相当額を限度とする。</p> <p>(1) 平成 20 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度において、試験研究費の額が比較試験研究費の額を超え、かつ、基準試験研究費の額を超える場合には、試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える部分の 5%相当額を税額控除できることとする。</p> <p>(2) 平成 20 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度において、試験研究費の額が平均売上金額の 10%相当額を超える場合には、その超える部分の金額に税額控除率(※)を乗じた金額を税額控除できることとする。</p> <p>※ 税額控除率は、次のとおりとする。 (試験研究費割合－10%)×0.2</p>																																					
	〔中小企業・ベンチャー支援〕	<p>1. 中小企業者等の教育訓練費に係る法人住民税の特例措置 労働費用に占める教育訓練費の割合が中小企業者等のほぼ平均である 0.15%以上の場合に、課税標準となる法人税額から控除する額を、教育訓練費の総額に、労働費用に占める教育訓練費の割合に応じた税額控除割合(8%～12%)を乗じた金額にできる制度に改組したうえ、本措置を中小企業等基盤強化税制の中に位置付ける。</p> <p>※ 税額控除率は、法人税のものと同様であるため省略</p>																																					

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
地 方 税	〔民間が担う公益活動の推進〕	1. 公益法人制度改革 次のとおり措置を講ずる。 (1) 法人住民税・法人事業税について以下の措置を講ずる。 ① 法人住民税均等割 イ. 公益社団法人及び公益財団法人並びに一般社団法人及び一般財団法人について、最低税率を適用する。 ロ. 博物館の設置又は学術の研究を目的とする公益社団法人又は公益財団法人が収益事業を行わない場合には非課税とする。 ハ. 併せて、以下の改正を行う。 (a) 人格のない社団等で収益事業を行わないものについて、非課税とする。 (b) 人格のない社団等、公益法人等(個別法において公益法人等とみなされるものを含み、独立行政法人を除く。)など資本金の額又は出資金の額を有しない法人(相互会社を除く。)について均等割を課する場合には、最低税率を適用する。 ② 法人住民税法人税割 法人税における取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずる。 ③ 法人事業税 イ. 公益社団法人及び公益財団法人並びに一般社団法人及び一般財団法人について、所得割額又は収入割額によって課税する。 ロ. 法人事業税所得割について、法人税における取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずる。 (2) 固定資産税及び都市計画税 ー省略ー	
	〔環境問題、安心・安全への配慮〕	1. 長期耐用住宅等の整備促進に関する法律(仮称)の制定に伴う特例措置 (1) 固定資産税 同法施行日から平成 22 年 3 月 31 日までの間に新築された長期耐用住宅(仮称)につき、一定の申告がされたものは新築から 5 年度分(中高層耐火建築物にあつては 7 年度分)、当該住宅に係る税額(一戸当たり 120 m ² 相当分が限度)の 2 分の 1 を減額する。 (2) 不動産取得税 同法施行日から平成 22 年 3 月 31 日までの間に取得された新築の長期耐用住宅(仮称)について、一定の申告がされた場合には、当該住宅の課税標準から 1300 万円を控除する。 2. 省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額 ー省略ー	
	〔円滑・適正な納税のための環境整備〕	1. 個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の導入 対象者は、個人住民税の納税義務者のうち、前年中に公的年金等の支払を受けていた者であつて、当該年度の初日において国民年金法に基づく老齢基礎年金等(「老齢等年金給付」)の支払を受けている 65 歳以上のものとする。 ただし、老齢等年金給付の年額が 18 万円未満である場合や当該年度の特別徴収税額が老齢等年金給付の年額を超える場合は特別徴収の対象としない。 ーその他の詳細は省略ー	
	〔その他〕	1. 無償減資を行った法人に係る法人事業税の資本割の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。 2. 個人住民税の住宅借入金等特別控除につき納税通知書が送達された後に申告書が提出された場合においても、市町村長がやむを得ない理由があると認めるときは税額控除を適用できることとする。	

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
検 討 事 項		<p>1. わが国は来年のG8北海道洞爺湖サミットを控え、環境先進国として世界をリードする役割を果たすため、京都議定書目標達成計画に沿って、国、地方をあげて多様な政策への取組みを実施し、6%削減約束を確実に達成することとしている。</p> <p>環境税については、来年から京都議定書の第一約束期間が始まることを踏まえ、さまざまな政策的手法全体の中での位置づけ、課税の効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、既存の税制との関係等に考慮を払いながら納税者の理解と協力を得つつ、総合的に検討する。</p> <p>2. 少子・長寿化が急速に進展し、本格的な人口減少社会が到来する中、社会全体の意識改革や働き方の見直し、さらには歳出面における取組みと合わせて、税制面においても少子化対策を支援していくことが重要な課題となっている。</p> <p>扶養控除のあり方を検討するとともに、少子化対策のための国・地方を通じて必要な財源の確保について、税制の抜本的改革の中で検討する。</p> <p>3. 要援護高齢者等の介護費用に係る税制上の措置については、介護保険の実施状況や介護保険制度改革に向けた検討状況を勘案しつつ、税制の抜本的改革における特別な人的控除の見直しとの関係等も踏まえ、具体的な検討を行う。</p> <p>4. 少子・長寿化が進展する中、いわゆる生損保控除について、従来の制度目的が達成されているとの指摘や社会保障制度を補完する新たな商品開発の進展等を踏まえ、保険契約者の自助努力を支援するとの観点から、制度のあり方の抜本的な見直しを行う。</p> <p>5. 少子・長寿化が進展する中、年金制度の一環である確定拠出年金について、その制度改革の議論や公的年金制度改革の動向等を見極めつつ、老後を保障する公的年金と自助努力による私的資産形成の状況、企業年金における拠出の実態、各種企業年金間のバランス、貯蓄商品に対する課税との関連等に留意して、その課税のあり方について必要な検討を行う。</p> <p>6. 金融所得の課税の一体化については、金融商品間の課税方式の均衡化や上場株式等の譲渡所得と配当所得との間における損益通算の範囲の拡大を踏まえ、今後、税の中立性を勘案しつつ、その他の金融資産性所得も対象とした一本化について、引き続き検討を行う。</p> <p>7. 税者番号制度については、適正公平な課税の実現及び税制への信頼向上に資するため、各種の番号制度に関する議論動向等にも留意しつつ、付番方式や資料情報の対象範囲等に関する具体的な制度のあり方について、引き続き検討を進めるとともに、早期に円滑な導入を目指して国民的な理解形成に一層努める。</p> <p>8. 公益法人制度改革に対応する税制上の措置については、新制度施行後の実態を見極めつつ、必要な見直しを引き続き検討する。</p> <p>また、寄附金税制や公益法人等の課税対象範囲等について、民による公益の増進の観点も踏まえつつ、事業活動の内容などの実態や営利競争の排除の必要性等を見極めようとして引き続き検討する。</p>	

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
検 討 事 項		<p>9. 郵政民営化に伴う郵便貯金銀行、郵便保険会社、郵便局会社等に係る税制上の措置については、民営化委員会における3年ごとの見直しに当たり、郵政民営化に係る新会社の経営状況等を勘案し、引き続き検討を行う。</p> <p>10. 不動産取引等に係る印紙税については、厳しい財政事情、税体系において印紙税が果たしている役割、電子商取引等経済取引の実態やそれに与える影響等に配慮しつつ、今後の税体系の抜本的改革の際に、必要に応じ、所要の総合的な検討を行う。</p> <p>11. 外国税額控除については、近年のグローバル化に伴い、わが国企業の海外での利益が増加し、その多くが海外に留保されわが国に還流されていない状況を勘案し、国際競争力の強化、経済の活性化、適正な二重課税排除、制度の簡素化等の観点から、英米等諸外国の動向も注視しつつ、そのあり方を総合的に検討する。</p> <p>12. 現在、電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業の4業種については、収入金額による外形標準課税が行われている。今後、これらの法人の地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことを検討する。</p>	

